

社会保険労務士法人 D・プロデュースが毎月お送りしています

ブログも更新中！是非ご覧ください！

<http://d-produce.net/>

Facebook <https://www.facebook.com/d.produce>

Dプロニュース

ご連絡先：〒231-0012

神奈川県横浜市中区相生町 1-15 第二東商ビル 6F

TEL:045-226-5482 FAX:045-226-5483

E-Mail:info@d-produce.com

HP:<http://www.d-produce.com>



組合数は減少、組合員数はパート労働者で大幅増加～厚労省基礎調査

◆労働組合数と組合員数

厚生労働省が公表した平成 30 年「労働組合基礎調査」の結果によると、平成 30 年6月 30 日現在、単一労働組合は 24,328 組存在しており、組合員数は 1,007 万人で、前年と比べると組合自体は 137 減っているのに対し、組合員数は 8 万 8,000 人増えています。過去5年間の調査結果をみても、組合数は減少の一途に対し、組合員数は増加し続けています。

□また、労働組合員（単位労働組合）のうち、パートタイム労働者は 129 万 6,000 人で、前年より 8 万 9,000 人増えている、全組合員に占める割合は 13.0%となっています。この割合は、過去5年間、毎年1%ずつ増加しています。

◆産業別の実態

産業別にみると、「製造業」が全体の 26.3%と最も多く、次いで「卸売業、小売業」が 14.7%、「運輸業、小売業」が 8.4%と続きます。逆に、組合がほとんどない業界として、「農業・林業・漁業」が 0.1%、「鉱業、採石業、砂利採取業」0.1%、また「不動産業、物品賃貸業」が 0.3%となっています。

◆企業規模別の実態

民営企業の労働組合員数（単位労働組合）は 865 万 3,000 人で、前年に比べて 10 万 4,000

人増えています。これを企業規模別にみると、1,000 人以上規模が全体の 65.4%を占めています。300～999 人規模は全体の 13.3%、100～299 人規模は 7.0%と、組合員数は企業規模の大きさに比例しています。

◆主要団体への加盟

主要団体別に、産業別組織を通じて加盟している労働組合員数（単一労働組合）をみると、組合員が増えている団体は、連合（日本労働組合総連合会）が 686 万 1,000 人（前年比 0.9%増）、インダストリアル・JAF42 万 7,000 人で前年比 1.2%増。一方で、横ばい、もしくは減少している組合は、全労協（全国労働組合連絡協議会）が 9 万 7,000 人（前年比 1.0%）、全労連（全国労働組合総連合）が 53 万 6,000 人（前年比 1.2%減）となっています。

労働組合の用語の定義

- ・単位組織組合：規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行い得る下部組織（支部等）を持たない労働組合
- ・単一組織組合：規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に下部組織（支部等）を有する労働組合をいう。このうち最下部の組織を「単位扱組合」、最上部の組織を「本部組合」という。
- ・単位労働組合とは、「単位組織組合」および単一組織組合の下部組織である「単位扱組合」をいい、単一労働組合とは、「単位組織組合」および単一組織組合の最上部の組織である「本部組合」をいう。

【平成 30 年労働組合基礎調査の概況(PDF)】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/roushi/kiso/18/dl/gaikyou.pdf>

「毎月勤労統計」不適切調査で過少給付延べ 1,973 万人、567 億円

◆昨年 12 月に発覚、2004 年から

厚生労働省の「毎月勤労統計」の調査手法が誤っていたことが失業給付などの過小給付につながったとして、大きな問題になっています。

毎月勤労統計は、従業員の給与の変化などを把握する目的で実施されています。調査対象は、全国の従業員 5 人以上の事業所。5～499 人の事業所は無作為に抽出し、500 人以上の事業所はすべてで、合わせて約 3 万 3,000 事業所となります。

厚生労働省は、調査を都道府県を通じて実施していますが、15 年前の 2004 年から、東京都内の従業員 500 人以上の事業所については 3 分の 1 程度しか調査していませんでした。その理由や調査した事業所の選び方は明らかにされていません。

問題が発覚したきっかけは、昨年 12 月、厚生労働省の担当職員が総務省の統計委員会の打合せで「東京以外の地域でも従業員 500 人以上の事業所について抽出調査を実施したい」と発言したことだとされています。これにより重大なルール違反だとの声が上がリ、問題が表面化しました。

◆雇用保険や労災保険で過小給付

規模の大きな事業所は給付水準が高い傾向にあります。このため、多くの事業所を調査していなかったことで、統計の平均給与額が本来よりも低く算出されました。この統計結果が雇用保険や労災保険を給付する際の算定根拠になっていることから、給付水準が押し下げられてしまいました。担当職員らは不適切な調査と認識しながら、組織全体で情報を共有していませんでした。

過少給付の対象者は延べ 1,973 人で、総額

は 537.5 億円に上ります。政府は、過少給付のあったすべての対象者に不足分の追加給付を行います。

厚生労働省によると、過少給付で最も多かったのは、失業などの雇用保険で、延べ約 1,900 万人に計約 280 億円。休業補償などの労災保険でも延べ約 72 万人に計約 241.5 億円となりました。ほかに、船員保険で約 1 万人に計約 16 億円の過少支給がありました。追加給付の 1 人当たりの平均額は、雇用保険で約 1,400 円で、労災保険の年金給付では約 9 万円に上ります。

国庫負担分の積み増しのため、政府は平成 31 年度予算案の閣議決定をやり直します。

根本厚生労働大臣は記者会見し、「極めて遺憾であり、国民の皆様にご迷惑をおかけしたことを心よりおわび申し上げます」と謝罪。国の統計制度を所管する石田真敏総務相は会見で「再発防止に向け、具体策を検討するよう事務方に指示した」と述べました。

「過半数代表」に注意！

～労働政策研究・研修機構の調査より

◆労使協定と過半数代表

労働組合の組織率は年々低下傾向にあるようですが、働き方改革法の成立・施行に伴い、労使協定の重要性が増す中、「過半数代表」については注意が必要です。36 協定等の労使協定を締結する場合は、その都度、過半数組合か、過半数組合がない場合は過半数代表者との書面による協定が必要ですが、この度、「過半数労働組合および過半数代表者に関する調査」((独)労働政策研究・研修機構)の結果が公表されました。

◆「労働組合は 1 つ」が 9 割以上

この調査に回答した 7,299 事業所のうち、労働組合のある事業所(全体の 12.6%)の 93.8% は、組合が 1 つでした。2 つ以上と回答したのは 6.1% です。また、過半数組合があるのは 65.5% となっています。

◆「過半数代表」の選出状況

調査によると、過去 3 年間に、「過半数代表者

を選出したことがある」事業所は 43.1%、「過半数代表者を選出したことがない」事業所は 36.0%、「不明(選出したことがあるか分からない)」が 10.1%であったとのことで、中には問題があるケースもありそうです。

「過半数代表(事業場における過半数労働組合または過半数代表者)」が「いる」のは全体の 51.4%、「いない」が 36.0%。事業所規模別にみると、「過半数代表」がいる割合は、「9人以下」35.7%、「10～29人」69.5%、「30～99人」85.5%、「100～299人」92.7%、「300～999人」94.3%などと、やはり規模が小さいと割合が低くなっています。

◆選出方法にも問題が…

過半数代表者を選出したことがある事業所における選出方法についての回答は、「投票や挙手」が 30.9%となる一方、「信任」22.0%、「話し合い」17.9%、「親睦会の代表者等、特定の者が自動的になる」6.2%、「使用者(事業主や会社)が指名」21.4%などとなっており、問題のある事業所があるようです。過半数代表者は、労使協定の締結等を行う者を選出することなど、その目的を明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者である必要があります。

また、過半数代表者の職位について、「課長クラス」、「部長クラス」、「工場長、支店長クラス」、「非正社員」といった回答があり、こちらも問題があるようです。過半数代表者は、監督または管理の地位にある者でない必要があるからです。

適正な過半数代表者を選出していないことが労働基準監督署の調査などで判明すると、締結した労使協定等自体が無効なものとなってしまう、是正勧告や訴訟に大きな影響があります。今後、労働基準監督署によるチェックがさらに厳しくなることは確実と思われるので、再確認しておく必要があるでしょう。

【(独)労働政策研究・研修機構「過半数労働組合および過半数代表者に関する調査」】

<https://www.jil.go.jp/institute/research/2018/186.html>

2月の税務と労務の手続提出期限

[提出先・納付先]

1日

- 贈与税の申告受付開始<3月15日まで> [税務署]

12日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

18日

- 所得税の確定申告受付開始<3月15日まで> [税務署]
※なお、還付申告については2月15日以前でも受付可能。

28日

- じん肺健康管理実施状況報告の提出[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 固定資産税・都市計画税の納付<第4期> [郵便局または銀行]
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

編集後記

春の訪れが待ち遠しい昨今ですが、お元気でお過ごしでしょうか。いつもお世話になっております、D・プロデュースの星野です。

2月は急に冷え込みが厳しくなりました。今年は降らないのかと思われた雪も降って、急に季節感が出ました。

去年はインフルエンザに倒れた私ですが、今年はまだかかっていないのでこのままインフルエンザを避けられるように健康管理に気を付けたいと思います。

さて、人生の折り返しにかかって、最近自分自身について考える事が多いです。ついこの前まで手のかかっていた娘も最近ではかなりしっかりして来ました。嬉しくも寂しい複雑な気持ちですが、これからは独り立ちしないといけないなと思い趣味を見つけようと思っています。

趣味について、まずは昔好きだった事を試してみました。ところが、昔好きだった事を再びやってみても、昔ほどの情熱は感じられず新しいことを始めたいという気持ちがあります。

最近インターネットで様々な土地の情報が溢れていて、ふと海外旅行に行きたくなる事が増えました。(実際は行けてませんが)大人の趣味ですねこれを娘に話したところ、彼女は海外に全く興味がないようです。(この時点で独り立ちできてないことは後から気がつきました。)

「どうして？」と聞くと、「日本が一番いいから」といいます。

なるほど、今の子はそう思うのか…うんうん。と思っていたところ「その年になってもまだ行きたいところがあるんだね。」と、言われました。

…ん？その年になっても？

娘の顔は、失言で固まっていました。どうやら、「いくつになっても興味があるのは良いことだ」と言いたかったようです。

まだ暫くは娘の日本語教育に手がかかりそうですね。趣味はゆっくり探そうと思います。